

川越ろうきニュース

令和6年6月6日付けで

死亡労働災害多発緊急警報が発令されました！

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和6年6月6日現在で12人と前年同期と比較して大幅に増加しています。

死亡労働災害が多くなっているのは、業種別では建設業（5人）で、事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ災害」及び「交通事故」（各3人）となっています。

このままでは、死亡者数が前年の年間19人、前々年の年間27人を超えることが懸念されます。

埼玉労働局ではこのような状況を重く捉え、全国安全週間準備期間中の令和6年6月6日、「死亡労働災害多発緊急警報」を発令しました。

発令期間は令和6年7月7日（全国安全週間終了日）までとなっておりますが、川越労働基準監督署管内においては発令期間終了後も引き続き、事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図るよう働きかけてまいります。

警報発令に伴い徹底いただきたい安全衛生活動の重点事項

（1）安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

（2）機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか、作業内巡視等により確認すること。

（3）交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。交通安全教育を実施すること。

（4）高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

（5）移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

（6）熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩とること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

死亡労働災害多発緊急警報発令！



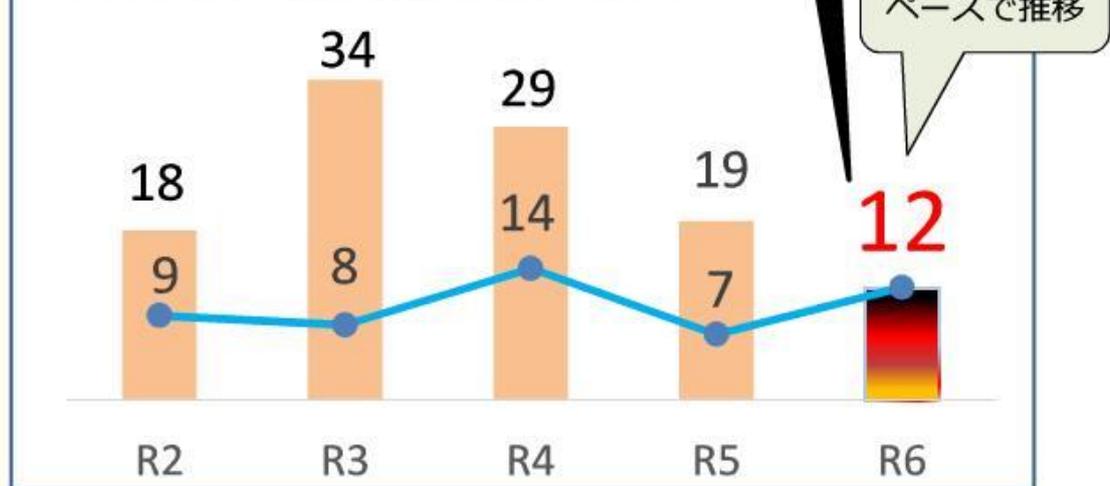
～死亡労働災害を発生させない取組みを～

建設業で【5人死亡】

はさまれ・巻き込まれ【3人死亡】

交通事故【3人死亡】

【年別死亡労働災害発生状況】



令和6年の数値は6月4日現在の速報値であり、また、折れ線グラフは令和6年同期比の人数

厚生労働省

埼玉労働局・労働基準監督署

